横浜国際プール
指定候補者選定結果報告書

令和８年９月

横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会

１　経緯

横浜国際プールの第５期指定管理者の選定にあたり、横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会（以下、「選定委員会」という。）は、申請書類の確認や応募者の面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

２　選定委員会　委員（50 音順）

委員長	石黒　えみ	亜細亜大学准教授
委員	大杉　泉	公認会計士（日本公認会計士協会神奈川県会）
	清宮　孝文	日本体育大学助教
	栗田　優	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長
	齋藤　由紀	公益財団法人日本水泳連盟副会長

３　指定候補者　選定の経過

経過項目	日程
◆第１回選定委員会（傍聴者０名） 申請書類の審査	令和８年２月 27 日（金）
申請書類の配布（ホームページにて公表）	令和８年６月１日（月） ～７月 21 日（火）
申請に関する質問受付	令和８年６月 22 日（月） ～６月 29 日（月）
申請に関する質問回答	令和８年７月 13 日（月）
申請書類の受付	令和８年７月 14 日（火） ～７月 21 日（火）
◆第２回選定委員会（傍聴者０名） １　面接審査（プレゼンテーション方式） ２　指定候補者の選定	令和８年８月 28 日（金）

４　選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜国際プール　第５期指定管理者申請要項」（以下、「申請要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、申請者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、面接審査として公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、次の評価基準項目１～９の合計 105 点及びその他加点・減点事項（＋20 点～－５点）で採点した上で、平均点をとって委員会としての点数としました。

項　　目	審査の視点	配点
1　団体の状況（様式８）		11
(1)施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。事業者の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、事業者の財務状況は健全か。	3
(2)基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	3
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性)、類似施設の管理実績について示されているか。	5
2　施設の平等・公平な利用の確保（様式９）		13
(1)公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、障害者や高齢者などへの配慮について示されているか。	5
(2) 多言語化に関する取組	施設立地に配慮し、外国人利用者対応を踏まえた、多言語や多指向に対応する具体的な方策が示されているか。	3
(3) 障害者の利用支援に関する取組	障害者の利用支援に対して、具体的な提案が示されているか。	5
3　施設の効用の最大限発揮（様式 10）		25
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組（キャッシュレス決済等）を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	5
(2) 大規模スポーツイベントの誘致・広報・利用促進活動	大規模スポーツイベントの誘致の考え方や計画等について示されているか。 実現可能な広報・利用促進策を有している。魅力ある教室の開催やイベント等によって、集客力を向上させる計画が示されているか。	5
(3) スポーツ教室等の計画	具体性のあるスポーツ教室等の事業計画及び想定スケジュールが示されているか。 集客力を向上させるような魅力ある教室・イベント等の開催について、実現可能な計画が示されているか。	5
(4) 業務履行体制	・安全かつ効率的な業務履行をできる体制について示されているか。 ・施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
(5)利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
4　本市の重要施策を踏まえた取組（様式 11）		5
個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。	5

	市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	
5　管理運営経費（様式 12）		18
(1)利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	5
(2)施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
(3)適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	3
(4)指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。また、指定管理料の設定は、横浜市が想定した金額以下となっているか。 効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。	5
6　施設管理（様式 13）		10
(1)メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の維持保全、保守点検計画及びその予算について示されているか。環境保持・環境へ配慮した取組について示されているか。	5
(2)修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。 建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5
7　安全管理（様式 14）		15
(1) 平常時の体制	事件や事故の防止対策が適切に計画されており、安全・安心に利用できる体制（対応・連絡等）について示されているか。 事業体全体の危機管理体制について示されているか。	5
(2) 緊急時の体制	事故発生時や緊急時の体制（対応・連絡等）及び救急体制について適切に計画されており、示されているか。 補償体制について示されているか。	5
(3) 防災に対する取組	横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
8　地域との協力（様式 15）		5
地域支援・地域連携・地域貢献	地域におけるスポーツ振興事業の取組や地域と連携した取組、地域貢献に対する取組について示されているか。	5
9　モニタリング（様式 16）		3
自己評価	事業の評価を実行するとともに、ＰＤＣＡマネジメント等の事業改善策について示されているか。	3
合　計		105
10　加減点項目		
(1) 市内中小企業等であるか※	市内中小企業等への該当 ・市内中小企業	5

		・中小企業等協同組合法第３条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	
	(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	2
		ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（配点:１） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定（配点:１） ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定（配点:１） ※共同事業体の場合は、代表団体の各項目の該当の有無で判断	3
	(3) 第４期の管理運営の実績	実績が良好であるか。（－５～＋５点の範囲）	－５ ～＋５
	(4) 自主事業の実施	施設のサービス向上や利用者の満足度向上に繋がる意欲的な自主事業の提案があるか。	5

５　申請者の制限の確認

申請要項に定める「申請者の資格」「欠格事項」「申請者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【申請要項 16 ページ　９申請及び選定に関する事項（5）申請条件等について】

ア　申請者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ　欠格事項

次に該当する団体は、申請することができません。

（ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

（イ）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないもの

（ウ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

（エ）指定管理者の責に帰すべき事由により、２年以内に指定の取消を受けたものであること

（オ）地方自治法施行令第 167 条の４の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

（カ）選定評価委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

（キ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排

除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式３）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

（ク）２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

コ　応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

（ア）カからケまでの禁止事項に該当するなど、本申請要項に定める手続を遵守しない場合

（イ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

６　申請団体

１団体から申請がありました。

７　選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

団体名：横浜市スポーツ協会・コナミスポーツ・トーリツグループ

８　得点

	選定基準	配点	指定候補者
（１）	団体の状況	11 点	１０．２５
（２）	施設の平等・公平な利用の確保	13 点	９．７５
（３）	施設の効用の最大限発揮	25 点	１９
（４）	本市の重要施策を踏まえた取組	５点	４．７５
（５）	管理運営経費	18 点	１４．５
（６）	施設管理	10 点	８
（７）	安全管理	15 点	１３
（８）	地域との協力	５点	４．５
（９）	モニタリング	３点	２．５
合計		105 点	８６．２５
加減点事項	市内中小企業等であるか	５点	０
	本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	５点	１
	第４期の管理運営の実績	－５～＋５点	１．５
	自主事業の実施	５点	２．７５
総合計			９１．５

９　審査講評

施設の基本的な管理運営に関する提案は概ね適切であり、安定的な施設運営が期待できる内容です。

財務面について、各構成団体の経営状況は堅実です。収支計画に影響する施設利用者数の設定では、指定管理期間中にプロバスケットボールチームのホームアリーナ利用が予定されない状況なども踏まえた、慎重かつ現実的な計画となっています。

運営面については、大会及び興行の誘致に際しては、長期的な視点での調整や広報が重要であり、利用可否の方向性をより早期に示す工夫が期待されます。また、施設の老朽化によるサブプールの電光掲示板の不具合については、利用者サービスの向上の観点から、リスク分担表に基づき、市と連携しながら措置等に取り組まれることを期待します。

管理面については、令和５年に発生したレジオネラ属菌の検出事案を踏まえ、日常的な予防策や検査体制の強化が進められています。今後は、衛生管理に関する資格取得を含めた管理体制の更なる充実を図り、より一層安全・安心な施設運営に取り組まれることを期待します。